⑸　手続における交渉の有無　無。
⑹　契約書の作成の要否　要。
⑺　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑻　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⑼　一般競争参加資格を有していない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑽　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Morozumi Masahito, The Obligating Officer Director-General, Administration Bureau National University Corporation Toyama University
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of building of National University Corporation Toyama University
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M, 11 December 2013
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 3 : 00 P.M, 15 January 2014 (tenders submitted by mail : 3 : 00 P.M, 15 January 2014)
⑹　Contact point for tender documentation : Facilities Planning Group, Facilities Planning Division, University of Toyama, 3190 Gofuku Toyama-shi Japan, 〒930―8555 TEL 076―445―6062

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

富山労災病院新棟整備工事に係る異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）としての競争参加者の資格（以下「異工種ＪＶとしての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 25 年 11 月 21 日

契約担当役
独立行政法人労働者健康福祉機構
理事　細川　和彦

◎調達機関番号　590　◎所在地番号　14

○営第４号

１　工事概要
⑴　工事名　富山労災病院新棟整備工事
⑵　工事場所　富山県魚津市六郎丸992
⑶　工事内容　本工事は次に掲げる施設の改築を行うものである。
１）新棟新営工事
敷地面積　29,762.33㎡
構造　鉄筋コンクリート造６階建て（免震構造）
建築面積　約6,100㎡（新棟）
延べ面積　約22,800㎡（新棟）
建物用途　病院
工事種目　新棟新築１棟、付属棟（医療ガス供給棟）新築１棟、電気設備新設一式、暖冷房衛生設備新設一式、工作物新設一式
２）既存職員宿舎等解体工事
宿舎　鉄筋コンクリート造２階～３階建計６棟、解体面積2,495.78㎡（６棟合計）
自転車車庫　鉄骨造平屋建１棟、解体面積40.00㎡
３）外構整備等工事
車庫解体（鉄骨造平屋建１棟、解体面積109.86㎡）、受水槽撤去・新設工事、透析槽撤去・新設工事、囲障・門扉新設、屋外排水設備切回し、既存ＰＴ棟庇解体
４）玄関庇・車寄せ庇新設
⑷　工期　平成28年10月31日まで。
指定部分１　⑶のうち、２）及び３）は平成26年10月31日
指定部分２　⑶のうち、１）は平成28年７月31日

２　申請の時期　平成25年11月21日から平成25年12月５日までの午前10時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く。）なお、平成25年12月５日以降当該工事に係る開札の時まで（休日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

３　申請の方法
⑴　競争参加資格審査申請書（特定建設工事）（以下「申請書」という。）の入手方法　当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成25年11月21日付け独立行政法人労働者健康福祉機構契約担当役）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式である。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参により提出すること。ただし、郵送（書留郵便又は宅配便）の場合は必着とする。提出場所は、〒212―0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア東館17階　独立行政法人労働者健康福祉機構　経理部契約課契約班　電話044―556―9852
①　特定建設工事共同企業体協定書（乙）（４⑴から⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。
②　４⑹及び⑻の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。）。
③　全ての構成員について、厚生労働省の建設工事に係る平成25・26年度一般競争参加資格の認定の際に提出した経営事項審査結果通知書の写し。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

４　異工種ＪＶとしての資格及びその審査
⑴　異工種ＪＶの構成は、次の条件を満たすこと。
①　工事種別が建築一式工事、電気工事又は管工事とする異なる工事（以下「工種」という。）を担当する構成員からなる異工種ＪＶであること。
②　各工種間は協定書に基づく分担であること。なお、異工種ＪＶの構成員のうち一者が複数の種別の工事を実施すること、また、複数の構成員で工事を分担することは差し支えない。
③　構成員の数は各工種ごとに２以内であること。
⑵　全ての構成員について、厚生労働省から平成25・26年度有資格者名簿［建設工事］のうち東海北陸ブロックにおけるそれぞれの工事種別に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省から一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
⑶　全ての構成員について、厚生労働省の建設工事に係る平成25・26年度一般競争参加資格の認定の際に提出した経営事項審査結果通知書の写しに記載されたそれぞれの担当する工事種別の総合評点が次の点数以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際の総合評点が次の点数以上であること。）。
①　建築一式工事　1,200点
②　電気工事　1,100点
③　管工事　1,100点
⑷　全ての構成員について、会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　全ての構成員について、当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、独立行政法人労働者健康福祉機構理事長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成７年３月１日付け労働福祉発第350号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑹　各工種の構成員は、①から③に掲げる要件を満たすこと。工事実績は、平成10年４月１日以降に完成・引渡しが完了したものとする。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種ＪＶの場合は、協定書による分担工事の実